

鳥取市固定資産税及び都市計画税に係る減免措置取扱要領

1 趣旨

この減免措置取扱要領は、鳥取市税条例第58条の規定に基づく固定資産税及び都市計画税に係る減免の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

2 減免対象者

納税者から3~6の申し出があり、調査の結果減免をすることが適当と認められる者

3 貧困による場合(市税条例第58条第1項第1号)

(1) 法定納期限前に生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けているものが所有する固定資産に関しては、当該年度に納付すべき税額の全額を減免する。

ただし、既に納付されている税額についての減免(還付)はできないものである。

(2) (1)に該当する者のうち、共有資産及び現有資産等に関しては、納税者の実態を調査のうえ持分割合等による負担部分を減免する。

(3) 生活保護受給開始に伴い年度途中に減免を行う場合は、受給開始決定日以後に納期の末日の到来するものについて減免する。

ただし、既に納付されている税額についての減免(還付)はできないものである。

4 公益による場合(市税条例第58条第1項第2号)

賦課期日現在町内会、自治会その他これらに類する者が所有し、または他から無料で借り受けた公共的施設として直接その本来の用に供する固定資産であると認められるもので、法定納期限前に減免申請書の提出があったものを減免の対象とし、当該年度に納付すべき税額の全額を減免する。

ただし、既に納付されている税額についての減免(還付)はできないものである。

5 災害による場合(市税条例第58条第1項第3号)

(1) 被害者が納付すべき当該年度の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて減免する。

ただし、既に納付されている税額についての減免(還付)はできないものである。

(2) 火災については家屋及び償却資産のみ減免の対象とする。

(3) 減免率は次の基準により取り扱うものとする。

ア 農地または宅地

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上あるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

イ 家屋

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないか又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価格を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたとき	10分の4

ウ 債却資産

家屋に準じた取扱とする。

6 特別な事情のある場合(市税条例第58条第1項第4号)

(1) 同和対策に係る減免

鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱による。

(2) 公衆浴場に係る減免

鳥取市公衆浴場に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱による。

(3) その他の減免

減免を相当とする程度の強い公益性・理由があるものに限り当該年度に納付すべき税額を軽減又は全額を減免する。

(4) 生活困窮による減免

固定資産そのものの価値に着目して課税するものであり、同一価値の固定資産について所有者によって異なる税負担を求めるることは適当でない等の事由に鑑み減免の対象から除く。

なお、従前の市税減免基準により講じられていた減免措置は、次の減免率により平成9年度から平成10年度の間において行う。

年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
減免率	70%の場合	50%	30%	0%
	60%の場合	30%	0%	
	50%の場合	30%	0%	
	30%の場合	0%		

ただし、既に納付されている税額についての減免(還付)はできないものである。

7 施行期日等

従前の市税減免基準(固定資産)は廃止する。

この減免措置取扱要領は、平成9年5月1日から施行する。

乙第 9 号証

鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱を廃止する要綱

鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱（平成7年8月1日施行）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 廃止前の鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱（以下「廃止前の要綱」という。）により、固定資産税及び都市計画税の減免措置を受けていた者については、平成23年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、廃止前の要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、廃止前の要綱第3条第1号中「100分の50」とあるのは、「100分の25」と読み替えるものとする。

減免対象者の皆様へ

平成23年度固定資産税等の減免(緩和措置)申請について(ご案内)

固定資産税等の同和減免制度は、平成22年度を以って廃止となります。急激な税負担の増加を緩和するために、平成23年度に限り減免率をこれまでの半分の2.5%とする緩和措置を実施します。減免を希望される方は下記のとおり申請書の提出をお願いします。

記

1. 減免対象

平成22年度までに減免決定を受けた納税者とその対象資産に限ります。ただし、相続による資産は該当になります。

平成22年度分及び平成23年度1・2期分に滞納のある方は減免の対象となりませんのでご注意下さい。

2. 申請書の記入方法

申請書は、納税通知書1通につき1枚提出してください。

申請書には、納税通知書に書かれているとおりの住所、氏名、7ヶタの通知書番号と電話番号を必ず記入してください。それ以外の箇所は、記入しなくてもよろしいです。

3. 申請書の提出先

各人権福祉センターか各総合支所、又は固定資産税課まで提出してください。

4. 申請書の最終提出日

平成23年10月14日(金)

(当日までに固定資産税課に届くよう余裕を持って提出してください。)

5. その他

- * 減免決定通知書は、3期分(納期限は平成23年12月28日)に間に合うよう12月上旬に送付させていただきます。2期分までお支払いいただいている場合は、同封の修正された納付書でお支払いいただきますようお願いします。
- * 納税義務者(納税通知書に記載されている人)が死亡されている場合は、相続人代表者指定(変更)届の提出をお願いします。
- * 全納されている方には、還付金が発生する場合があります。口座振込を希望される方で、初めて口座振込をされる方、昨年までの口座を変更されたい方、納税義務者が死亡されている方は、新しく口座振込依頼書の提出が必要です。
- * 申請書、相続人代表者指定(変更)届、口座振込依頼書(還付がある方)の用紙が必要な方は、各人権福祉センターへ預けてありますので、申し出てください。

<お問い合わせ先>

〒680-8790 鳥取市富安二丁目138番地4 鳥取市役所駅南庁舎
総務部総務調整監 固定資産税課 債却資産係 電話番号20-3'421

平成22年度固定資産税等減免説明資料（鳥取地域）

1. 減免の対象となる土地、家屋について

《対象となるもの》	《対象とならないもの》
* 所有者が直接使用している住宅、物置、納屋、車庫等とその敷地	* 店舗、事務所、工場、貸家、アパート等の営業用建物及びその敷地
* 農地	* 貸駐車場 * 山林、原野

2. 減免基準について

固定資産税及び都市計画税の減免は、減免措置要綱に基づいて行いますが、減免対象となる土地・家屋で、減免対象区域内にある資産に限ります。

減免する額は、税額の計算のもととなる課税標準額の合計が1,500万円を限度として、50%分を減免します。

3. 申請書の記入方法について

- ① 申請書は、納税通知書1通につき1枚提出してください。
- ② 申請書には、納税通知書に書かれているとおりの住所、氏名、7ヶタの通知書番号と電話番号を記入してください。
それ以外の箇所は、記入しなくてもよろしいです。

4. 申請書等の提出期限について

人権福祉センター（旧隣保館）の取りまとめ期日までに、申請書、あるいは後ほど説明します口座振込依頼書がある場合は両方をセットにして、提出していただきますようお願いします。

5. 税額の修正通知について

減免決定通知書は、3期分（納期限は平成22年12月28日）に間に合うよう12月上旬に送付させていただきます。また、減免を受けられてもなお支払うべき税額がある場合は、修正された納付書を減免決定通知書に同封いたしますのでお支払いいただきますようお願いします。

なお、減免を受けられる場合は、2期分まで納めていただくこととなっております。（2期分までに滞納がある場合は、減免を受けることができません。また、年度末に

滞納がある場合には、減免の決定を取り消すことがあります。)

6. 返還の方法について

減免後の税額に対して、すでに納付された税額が上回った場合、返還（還付）することになりますが、減免の決定及び還付の時期は12月中旬を予定しております。

還付の方法には、銀行口座への振込と、窓口での受け取りの、2通りあります。

(1) 口座振込について

返還金の口座振込については、今までに皆様から申請いただきました口座に変更がなければ新たな依頼書の提出は必要ありません。

したがって、今回依頼書の提出が必要な方は、初めて口座振込みを希望される方、昨年の口座の変更をされたい方、納税義務者（納税通知書に記載されている人）が死亡されている方ということになります。

また、ゆうちょ銀行への振込も可能です。

登録された口座を確認されたい方は、市役所固定資産税課に後日お問い合わせください。

(2) 窓口受取について

口座振込以外の方、および納税義務者（納税通知書に記載されている人）が死亡されていて新たな口座振込依頼書の提出がない場合は、市役所駅南庁舎1階の銀行窓口での受け取りとなります。

還付の通知が届きましたら、指定された日以降に、納税義務者の印鑑を持って、駅南庁舎出納窓口でお受け取りください。

7. 納税義務者（納税通知書に記載されている人）が死亡されたときは

納税義務者（納税通知書に記載されている人）が死亡されている場合は、できれば相続人代表者指定（変更）届の提出をお願いします。

特に、口座振込を希望される方は、相続人代表者指定届を口座振込依頼書に添付して提出していただくことが必要です。

* 相続人代表者指定（変更）届、口座振込依頼書の用紙が必要な方は、人権福祉センター（旧隣保館）へ預けてありますので、申し出てください。

* 減免対象物件、区域の確認などは固定資産税課(20-3421)にお問い合わせください。